

発達が心配なお子さんに

～武蔵村山市の地域資源～

こんなところと連携できます



相談にいきましょう.....	1
相談するときのポイント.....	1
相談機関.....	2
発達等に関する外来医療.....	4
近隣の医療機関.....	4
個別支援ファイル「むさしむらやまマイファイル」を活用しましょう！.....	5
発達障害(神経発達症／神経発達障害)とは.....	6
療育(発達支援)を受ける.....	8
療育(発達支援)とは.....	8
児童発達支援(未就学).....	8
放課後等デイサービス.....	8
保育所等訪問支援.....	8
居宅訪問型児童発達支援.....	9
障害児相談支援.....	9
武蔵村山市内の児童関連事業所.....	9
代表的な療育の方法.....	10
ペアレント・トレーニング(ペアトレ).....	10
手帳の取得.....	11
家族会・関連機関.....	13
引用.....	13

相談にいきましょう

同年齢のお子さんと比べて言葉があまり出ていない、落ち着きがない、こだわりが強いなど、お子さんの発達について不安を感じたら、保護者のかただけで悩まず各相談窓口でご相談ください。

相談機関などでは、相談の上、必要に応じて発達検査や児童発達支援などの支援や、専門の医療機関につなげてくれます。身近な相談機関を活用しましょう。

相談するときのポイント

日常の家庭での様子を記録したものや、園や学校での様子が分かるものを持参しましょう。

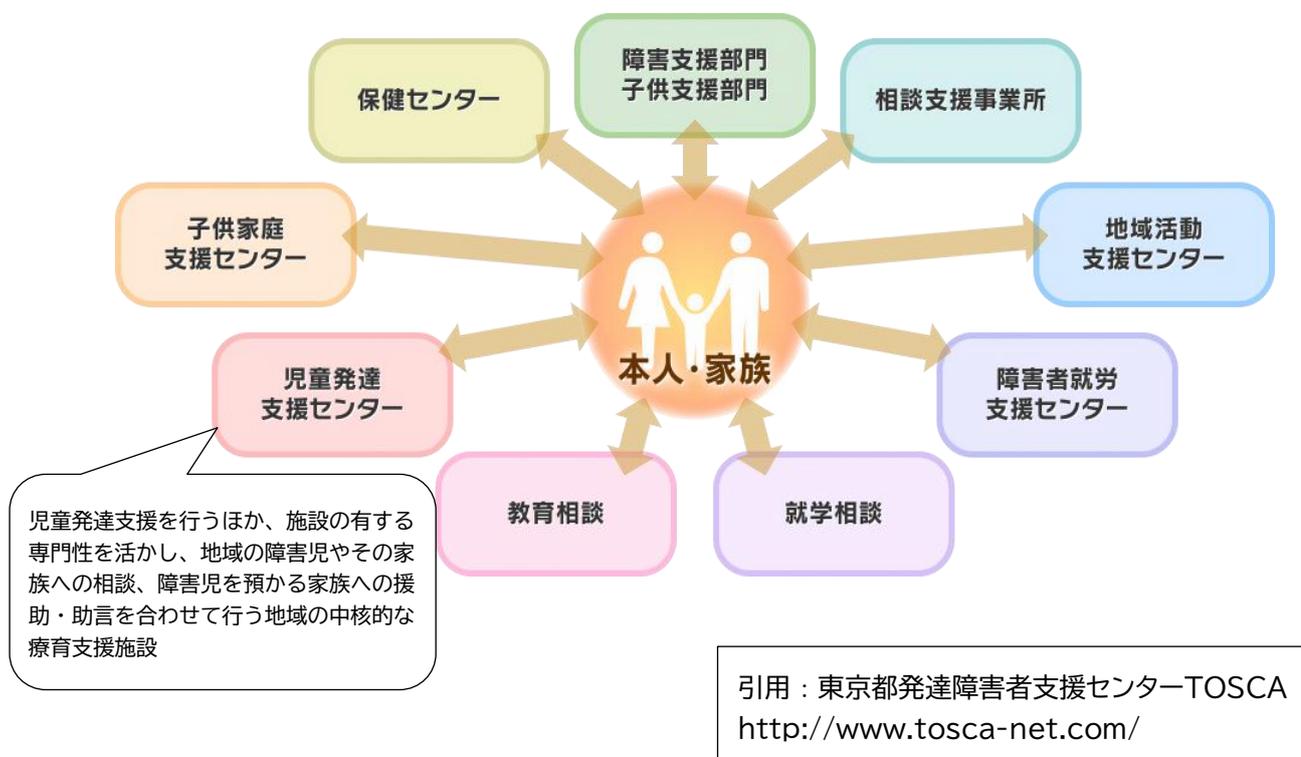
箇条書きで、気になることを書き出してみましょう。

お子さんのいいところも書いてみましょう。

「様子を見ましょう」「何かあったらまた来てください」と言われたら、「いつまで」「どんなことに気をつけて」「何をみればいいのか」確認しましょう。

診断の有り無しに関わらず、どう対応すればいいかを相談できる場所はたくさんあります。

支援者も経験者もあなたの力になりたいと願っています。ひとりで抱え込まずに繋がりましょう。



相談機関

子ども子育て支援課(子ども家庭センター)

子どもやその家庭の保護者さんなどの総合窓口です。

○ 役割

妊娠期の悩みや不安をはじめとして、育児や家庭での子育てについての相談、児童虐待についての相談、また子ども自身からの相談ができます。

また、保護者さん同士でお友だちを作りたい、親子で気軽に遊びに行きたいなど、地域の子育てを支援するため子育てひろばも併設しており、言葉の遅れ、落ち着きがない、集団にうまく参加できないなど、お子さんの発達や子育てについての悩みも相談することができます。お気軽にご相談ください。保健師などの専門職がお話を伺い、必要に応じて専門の相談機関をご案内します。

<対 象> 妊産婦の方、0歳からおおむね18歳までの子どもとそのご家族など。

<住 所> 武蔵村山市学園4-5-1 武蔵村山市民総合センター 2階

<電 話> (子どもと家庭の相談に関すること) 042-590-1152

(母と子の健康に関すること) 042-564-5421



武蔵村山市 教育相談室

教育相談員、就学相談員、スクールソーシャルワーカー(SSW)が在室しています。

お子さんの性格や行動、発達に関する心配、不登校、登校しぶり、集団活動が苦手、友達と遊べない、落ち着きがない、いじめられている、暴力・非行、万引き、言葉の遅れ、チック等の心身症状などについて教育相談ができます。

※また、特別支援教室や、きこえとことばの教室への入室及び入級、特別支援学級(知的・情緒)への入級等についても相談を希望される方は、就学相談や転学相談も受けることができます。

学校からの依頼を受け、スクールソーシャルワーカーも活動しています。

<対 象> 就学前の幼児から中学生までのお子さんと保護者の相談

<住 所> 武蔵村山市学園4-5-1 武蔵村山市民総合センター 3階

<電 話> 042-590-1470

0120-910-548(フリーダイヤル)



学校

合理的配慮の相談ができます。

合理的配慮の例：周りの刺激に敏感な場合、仕切りのある机を用意したり、別室でテストを受けられるようにします。

<連絡先> 通学している小中学校、高校

障害福祉課

障害者(児)に関する相談をお受けします。

<住 所> 武蔵村山市学園4-5-1 武蔵村山市民総合センター 1階

<電 話> 042-590-1185

発達等に関する外来診療

福祉サービスを利用するときは、障害者手帳か医師の診断書(意見書)が必要です。

近隣の医療機関

東京小児療育病院

主に発達障害・知的障害・肢体不自由・重症心身障害児で初診時15歳未満の方を対象にしています。リハビリテーションも行いながら支援しています。受診のご希望は地域支援室にご連絡ください。

<対象> 初診時おおむね15歳未満

<住所> 武蔵村山市学園4-10-1

<電話> 042-561-2521(代表)

東京都立府中療育センター

医療型児童発達支援センターと重症心身障害児対象の短期入所を行っています。

<住所> 府中市武蔵台2-9-2

<電話> 042-323-5115(代表)

東京都立東大和療育センター

18歳未満で発症した運動・言語・知的機能などの発達障害の方を対象に、外来診療を行っています。予約制です。

<住所> 東大和市桜が丘3-44-10

<電話> 042-567-0222(代表)、042-567-0489(外来予約)

※その他の病院などでも診断書(意見書)が発行することができます。

個別支援ファイル「むさしむらやまマイファイル」を活用しましょう！

発達が心配なお子さんや発達障害のある方やそのご家族が、成育歴などの情報を書き込み、関係機関からの資料をまとめることで、成人に至るまでの切れ目のない支援を受けることを目的としたツールです。

利用方法

医療、保健、福祉、教育等の各機関が発達障害者(児)に対して支援を行う際、必要な情報を共有するためのファイルです。各機関で支援を受ける際、過去の支援の記録等を求められた際にご提示ください。

配布場所

武蔵村山市民総合センター1階 障害福祉課 窓口

市ホームページからもダウンロードできます。



問合せ先

障害福祉課 電話 042-590-1185



発達障害(神経発達症/神経発達障害)とは

発達障害とは、生まれつきの脳機能の発達のアンバランスさやできないこととできないことの凸凹(でこぼこ)によって、社会生活に困難が発生する障害のことです。

親の育て方のせいで起こるものではありません。

人間誰も、得意・不得意なことがあり、好き嫌いや価値観の違いはあるものです。

発達障害の人は、得意・不得意の差が非常に大きかったり、他の多くの人と比べて違った物事の見え方や考え方をすることが多いために、生活に支障をきたしやすいのです。

発達障害のある子どもが、社会に適応する力を身に付けながら、自分らしく成長できるようにするためには、発達障害に早く気づき、適切な支援や療育(8～9ページ)につながる必要があります。

参考リンク

・『こころの情報サイト』（発達障害(神経発達症)）

<https://kokoro.ncnp.go.jp/disease.php?@uid=MbkmLbVbTEhSpxyE>



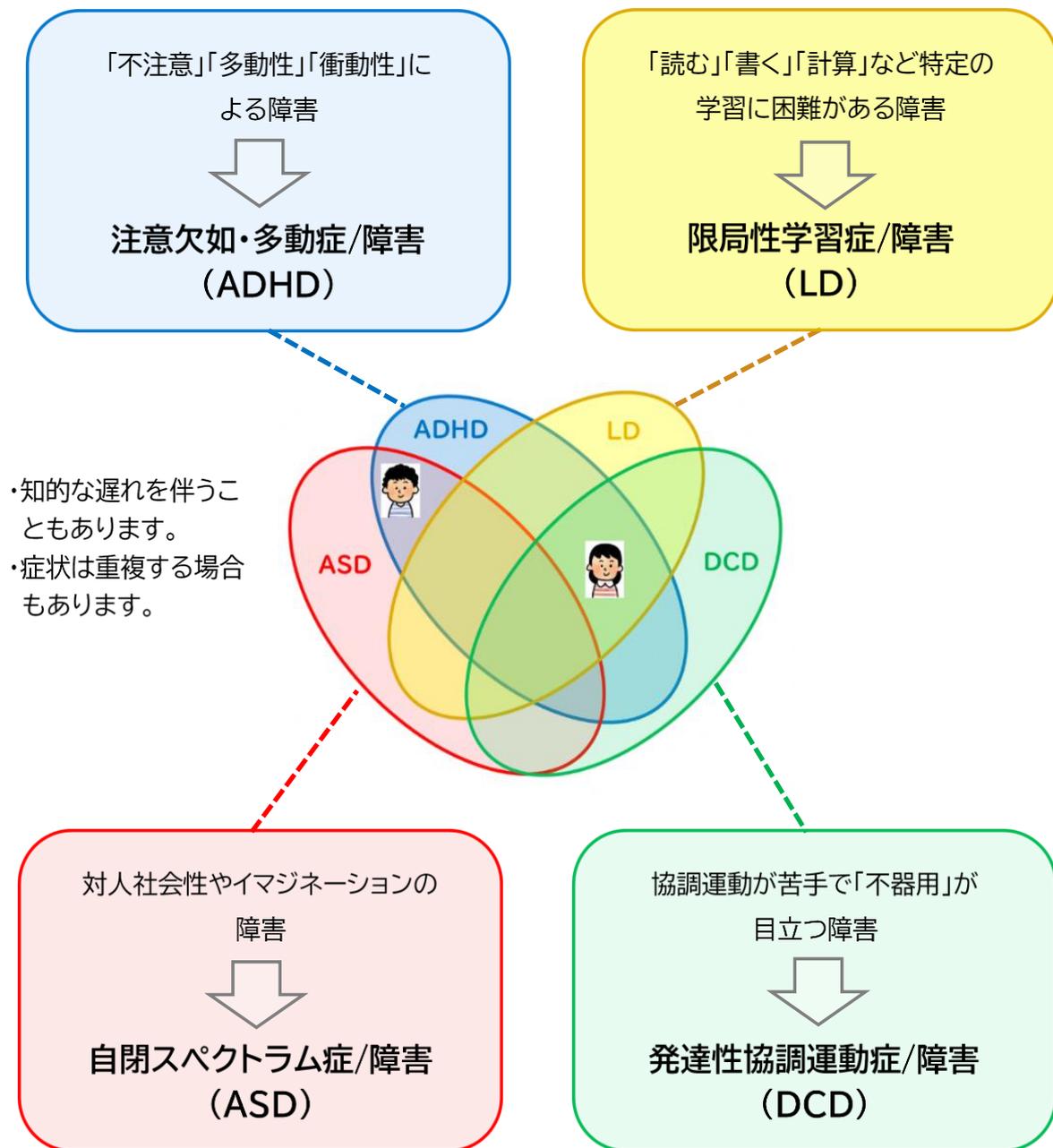
・政府広報オンライン（発達障害って、なんだろう？）

<https://www.gov-online.go.jp/featured/201104/>



主な発達障害のタイプとそれぞれの特性

- ・発達障害は、神経発達症/神経発達障害ともいわれます。
- ・自閉スペクトラム症/自閉スペクトラム障害、「症」と「障害」のどちらでも受け入れやすい診断名を使うように考えられています。
- ・注意欠如・多動症/障害(ADHD)は、幼児はもともと多動衝動行動が強いので診断は難しく、就学頃・就学以降になってから診断されることが多いです。
- ・限局性学習症/障害(LD)は、読む、書く、計算するなどの学習開始後、就学後に診断されることが多いです。
- ・発達性協調運動症/障害(DCD)についても神経発達症として認識が広まってきています。
- ・DSM-5 米国精神医学会診断基準での病名を記載しました。



療育(発達支援)を受ける

療育(発達支援)とは

療育とは、お子さんが持っている力を最大限に発揮できるように、発達を促したり、環境を整えたり、支援ツールを利用したりしながら応援していくことです。

児童発達支援(未就学)

日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応するための訓練などを行います。ご利用には受給者証が必要です。

<対 象>

医師や発達の専門家が集団療育および個別療育を行う必要があると認めた未就学の児童

児童発達支援事業所「ちいろば教室」

日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活に適応できるよう、適切な支援を提供し、子ども達一人一人が自分らしく過ごせるよう、成長を支えていくことを目的とした、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所です。

<住 所> 武蔵村山市中央 2-117-1 福社会館 2 階

<電 話> 042-561-1908

放課後等デイサービス

放課後等において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

<対 象>

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に就学し、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた児童

保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

<対 象>

保育所等に通い、集団での生活や適応に専門的支援が必要な障害児

居宅訪問型児童発達支援

重度心身障害児などの重度の障害児等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児について、発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

<対 象>

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

(注)市内に事業所はありません。

障害児相談支援

児童発達支援や放課後等デイサービスを利用するための計画案の作成等を行います。

武蔵村山市内の児童関連事業所

市内にある児童関連の事業所については、右の QR コードから確認できます。



<上記の支援を利用するには>

- ① 主治医等に利用の適否について相談します。障害者手帳(11ページ参照)か診断書(意見書)が必要になります。
- ② 事業所に空き情報等を問い合わせ、見学をしてください。
- ③ 事業所の利用が決まったら、障害福祉課へ申請をしてください。

<利用申請の手続きには>

- ① 障害者手帳(身体障害者・知的障害者・精神障害者)
障害者手帳をお持ちでない方も利用できる場合があります。
- ② 障害年金証書(障害年金を受給している方)
- ③ 個人番号カード

※申請年度の1月1日に武蔵村山市に住所がなく、個人番号カードをお持ちでない、又は拒否される場合は課税(非課税)証明書等が必要となります。

<注 意>

申請前に障害福祉課へご連絡ください。

障害児支援利用計画案の提出が必要になります。(計画案は、障害児相談支援事業所で作成することができます。)

代表的な療育の方法

療育にも様々な考え方や手法があります。スタンダードな療育はまだ確立されていません。お子さんの特性やニーズに合わせて、いろいろな考え方や手法を取り入れていきましょう。

TEACCH プログラム

構造化を取り入れ、現在ある環境をわかりやすくすることによって、発達障害の人たちが周囲の状況を理解しやすくなり、見通しをもちやすくなり、適切な行動を行えるようにするもの。構造化は、1.いつ、2.どこで、3.何を、4.どのくらい、5.どのように、6.いつまで、7.おわったら何をする 等の情報を明らかにします。

ABA(応用行動分析)

好ましい行動には⇒好子(こうし、ほめたり、ご褒美をあげること)を与えることを繰り返し定着(強化)させます。

好ましくない行動には⇒賞賛やご褒美はあげずにその行動パターンを減らす(消去)、といった手段で子どもの好ましい行動を育てていきます。

SST(ソーシャルスキルトレーニング)

子どもに対し社会のルールや好ましい言動・考え方などについて指導します。自分自身や周りの人に対しての「認知スキル」コミュニケーションをとるのに必要な「コミュニケーションスキル」集団とのかかわり方である「社会的行動」を目標にします。

ペアレント・トレーニング(ペアトレ)

保護者に対し子どもの特性や子どもとの適切なかかわり方、環境調整の仕方などを指導します。

子どもの好ましい行動を増やし、好ましくない行動を減らすための技術を保護者が習得することを目標にします。

同じ悩みを持つ保護者数名でグループ指導をすることもあります。

手帳の取得

障害がある場合、手帳を取得すると各種手当や福祉サービスなどの制度を利用することができます。

身体障害者手帳

身体に障害がある方が、各種福祉サービスを受けるために必要となるものです。

<申請するには>

① 身体障害者診断書(身体障害者福祉法第15条の指定医によるもの)

※指定医が属する医療機関に対し、身体障害者手帳の申請をするため、診断書の作成を依頼した旨を伝え、予約を入れてください。

※診断書用紙は、障害福祉課窓口でお渡しできますので、お申し出ください。

② 写真1枚(縦4cm×横3cm、脱帽、上半身、1年以内の撮影、裏に氏名・生年月日を記入)

③ 個人番号カード又は通知カード

以上を持参の上、障害福祉課で手続をお願いします。市を経由して東京都に申請します。



愛の手帳(療育手帳)

愛の手帳は、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者(児)の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者(児)に対する社会の理解と協力を深めるために交付し、福祉の増進に資することを目的としています。

判定・交付申請及び他道府県からの転入申請窓口

予約する必要があります。

18歳未満の方…小平児童相談所 電話 042-467-3711

18歳以上の方…東京都心身障害者福祉センター

〔 本所(飯田橋庁舎) 電話 03-3235-2949
多摩支所 電話 042-573-3311



精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付されるもので、精神障害のある方が、一定の障害にあることを証明するものです。精神障害のある方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

申請するには、以下の必要書類等が必要となります。(場合によっては、その他の書類が必要となることもあります。)

- ① 障害者手帳申請書
- ② 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)又は年金証書(裁定通知書・振込通知書)の写し。診断書は、精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後の日に作成され、作成日が申請日以前3か月以内のもの
年金証書は、精神障害を支給事由とするもので、障害の等級が1級10号、2級16号、又は診断書の種類が7と記載されたもの
- ③ 同意書(年金証書の写しで申請する場合のみ)
- ④ 写真1枚(縦4cm×横3cm、脱帽、上半身、1年以内の撮影、裏に氏名・生年月日を記入)。写真撮影が困難な場合、本人等の理由書があれば、不要です。その場合、写真添付欄に「写真添付なし」と記載された手帳が交付されます。
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の写し(更新の場合)
- ⑥ 個人番号カード又は通知カード
- ⑦ 印鑑(委任状等を提出する場合は必要です)



以上を持参の上、障害福祉課で手続をお願いします。市を經由して東京都に申請します。

相談して解決の糸口が見つからないと感じたら、担当者を変えてもらうことも、相談機関を変えることも自由です。

子どもが今困っていることに寄り添って一緒に解決法を考えてくれる支援者を見つけましょう。

家族会・関連機関

きらり～発達障害と共に成長する家族の会

茶話会や勉強会、家族で交流するイベントを開催しています。特別支援教室・特別支援学級に通うお子さんと家族が多く参加しています。

<https://ameblo.jp/kirarimurayama/>



あそびりぼー場!(訪問あそび/ココロを育てる運動教室@武蔵村山)

成功体験でココロを育てる子どもの理学療法士

- ・運動あそび教室
- ・発達相談→訪問、ONLINE
- ・紡ぐカフェ→育児を応援する学びのイベント
- ・支援者育成→保育園巡回、各種研修応相談

<https://mosh.jp/asobiribooooba/home>



引用

- ※1 令和元年度障害者総合福祉推進事業 パARENT・トレーニング実践ガイドブック
作成:一般社団法人 日本発達障害ネットワーク JDDnet 事業委員会
協力:日本ペアレント・トレーニング研究会
- ※2 TOKOROZAWA RESOURCE BOOK 発達障害と生きていくためのサポートガイド
発行:所沢リソースブック制作委員会
- ※3 東京都発達障害者支援センターTOSCA
- ※4 NHKトップ>NHK 健康トップ>特集・コラム>【特集】発達障害って何だろう
https://www.nhk.or.jp/kenko/special/hattatsu/sp_1.html

表紙挿絵:岡部 彩 さん

発行:令和6年6月

武蔵村山市自立支援協議会 子ども支援部会

連絡先:武蔵村山市 健康福祉部 障害福祉課

〒208-8502

武蔵村山市学園 4-5-1 市民総合センター内

電話番号 : (042)590-1185
